

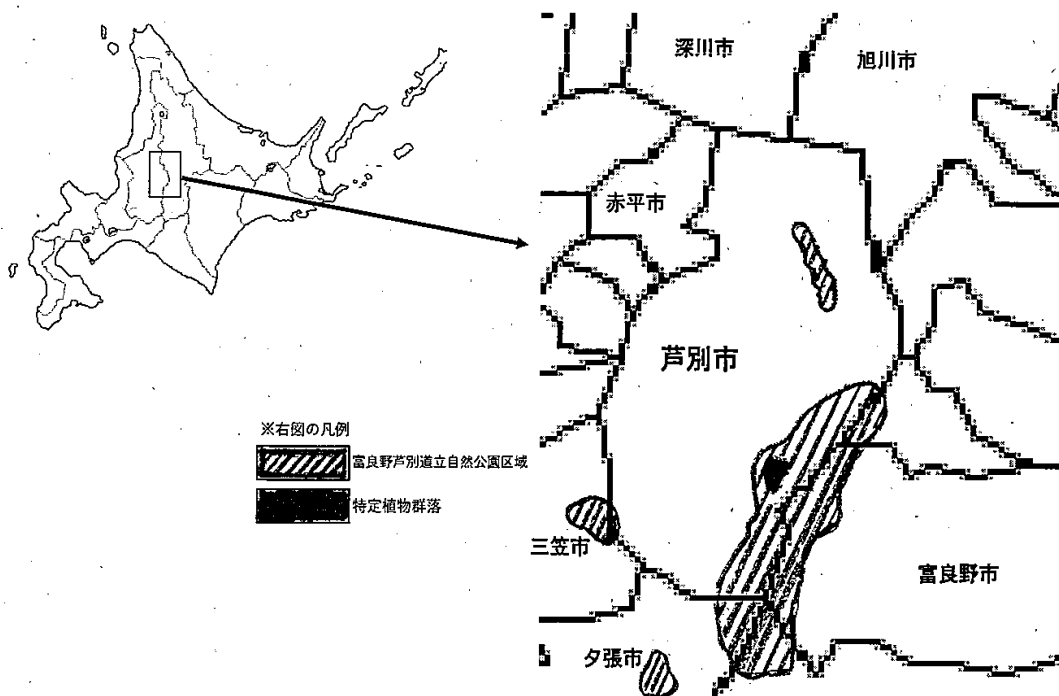
北海道芦別市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、平成２９年１０月１日現在における北海道芦別市の行政区域とする。面積は、概ね８万６，５００ヘクタールである。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、北海道立自然公園条例に基づく富良野芦別道立自然公園を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本市は、北海道のほぼ中央に位置し、北は旭川市と深川市、東は富良野市ほか２町、南は夕張市と三笠市、西は赤平市、歌志内市ほか１市１町に隣接している。

８万６，５００ヘクタールの広大な面積のうち約８８％が森林であり、市域中央部を北流する芦別川をはじめ、野花南川、パンケホロナイ川などの支流を集めて流れる空知川が、市域の北部を西流し、水資源に恵まれた環境にある。

「芦別」の語源となったアイヌ語の「アシペツ」立つ・川のとおり、川が深いことから、台風や大雨による災害も極めて少なく、さらに、２０年以上を遡っても震度４以上の地震を観測したことはなく、全国的にも極めて地震の少ない地域となっている。また、独立行政法人防災科学技術研究所のデータによると、本市において今後３０年間で震度６弱以上の大地

震が発生する確率は0.6%となっており、炭鉱地帯であったことからわかるように地盤も固いことから、地震による揺れが少なく、災害の可能性が非常に低い地域であるといえる。

また、気候は、大陸性で年間平均気温は8.0℃であるが、降雪量は約5m、最深積雪量は約1mに達するものの、年間平均風速は2mであり、冬季における吹雪もほとんどない地域である。

② インフラの整備状況

交通インフラでは、JR根室線が通っているほか、滝川市から根室市までを結ぶ国道38号が市域を東西に走り、夕張市から旭川市へと抜ける国道452号(平成29年10月現在、一部未開通)が市域の南北を走るほか、11路線の道道があり、札幌市まで約110km、旭川市まで約40km、帯広市まで約140kmと道内の主要都市を結ぶ地点に位置している。

③ 産業構造

本市では、明治30年より掘り始められた石炭が、大正2年に三菱鉱業が本格的に開鉱したことを契機に徐々に拡大し、その後開鉱した三井、明治、油谷、高根の主要5山による「炭鉱のまち」として発展した。しかしながら、昭和30年代半ばからの「石炭から石油へ」のエネルギー革命の影響を受け、炭鉱の閉山が相次いだ。

炭鉱の閉山による地域経済への影響を少なくするため、昭和30年代後半から製造業の企業誘致活動が行われ、本市での操業50年を迎えた企業もある。また、昭和60年以降は観光産業に活性化策を求めた時期もあったが、景気低迷の影響もあり、期待どおりには進展していない。

現在は、基幹産業である農林業を中心に、精密部品や精密機械などの製造業が本市を支える主要な産業となっており、製造業の売上高は約151億円と全産業(約410億円)の約37%、付加価値額は約51億円と全産業(約167億円)の約31%を占めている(出典：平成24年経済センサスー活動調査)。また、平成28年経済センサスー活動調査(速報集計)による産業別人口の構成比では、公務を除き、第1次産業が4.9%、第2次産業が33.0%、第3次産業が62.1%であり、全産業の中でも第2次産業の製造業は25.2%を占めている。

④ 人口分布の状況

本市の人口は、炭鉱が全盛期であった昭和33年9月末の7万5,309人をピークに減少の一途をたどり、平成29年9月末現在では1万4,112人であり、ピーク時の5分の1以下まで減少している。

また、平成27年国勢調査結果では、生産年齢人口は7,160人(人口構成率48.8%、全国平均60.7%、全道平均59.6%)、高齢層は6,407人で高齢化率43.6%(全国平均26.6%、全道平均29.1%)となっているが、平成29年9月末では、生産年齢人口は6,806人(人口構成率48.2%)、高齢化率が44.9%となり、労働力の確保とともに生産性の維持・向上が大きな課題となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は製造業が市産業全体の雇用者数の約25%、売上高の約37%、付加価値額の約31%を占めており、いずれにおいても製造業の占める割合が最大であることから、製造業が市内の経済構造の中で重要な位置づけにある。

こうした産業構造上の特性を持つ中、本市には特に世界的なシェアを持つ精密機械製造業が集積していることから、成長性の高い新事業への後押しをするとともに、他のものづくり関連産業等における生産性向上・販路開拓等を支援して売上増加・収益拡大を促進し、質の高い雇用の創出や付加価値額の増加を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	880百万円	

(算定根拠)

1件当たり平均200百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.47倍の波及効果を与え、促進区域で880百万円の付加価値を創出することを目指す。

880百万円は、促進区域の全産業付加価値(167億円)の5%以上、製造業の付加価値(51億円)の約18%であり、地域経済に対して非常に大きなインパクトを持つ。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	200百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	3件	
新規雇用者数	一人	25人	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事

業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(平成24年経済センサスー活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で6.6%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で6.6%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で25人以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画では、設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

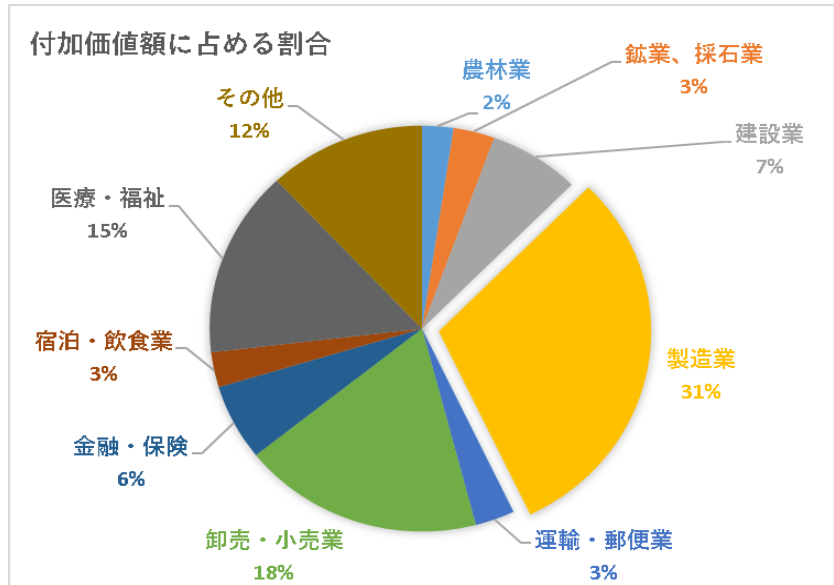
芦別市の精密機械製造業等の集積を活用したものづくり関連分野

(2) 選定の理由

芦別市製造業における特徴として、半導体製造装置や医療機器・食品製造機器・光学機器などに使用される精密機械製造業(超小型ベアリング)とこれに関連した部品製造業をはじめ、光学応用機器、高性能精密電線ケーブルなど精密加工に取り組む企業など、精密機械に関連する企業が多く、これらの企業による付加価値額は、本市の産業全体の約10%、従業員数は約12%と、重要な産業との位置づけである。

製造業全体の付加価値額を見ても、本市の産業全体の3割以上を占めており、特徴的な精密機械製造業の他にも、繊維工業(4社)、食料品製造業(11社)、粉体加工や豊富な森林資源を活用した木材・木製品製造業(7社)など地域の特色を活かした企業も立地している。

○本市産業別の付加価値額の比率



(資料：平成24年経済センサス活動調査)

これら本市の製造業1事業所当たりの付加価値額は、平成24年経済センサス活動調査結果では約104百万円と全道35市中10番目となっており、港湾や空港に隣接していない内陸の都市としては、非常に高い付加価値額となっている。

○道内都市の製造業1事業所当たりの付加価値額比較表

道内順位	市 名	製造業事業所数	製造業付加価値額 (百万円)	製造業1事業所 当たり付加価値額 (百万円)
1	室蘭市	203	62,683	308.78
2	千歳市	134	41,014	306.07
3	苫小牧市	331	73,007	220.56
4	恵庭市	94	16,727	177.95
5	北斗市	96	13,745	143.18
6	岩見沢市	110	15,123	137.48
7	帯広市	294	39,028	132.75
8	赤平市	37	4,312	116.54
9	江別市	132	15,128	114.61
10	芦別市	49	5,092	103.92

※ 上記のうち港湾・空港に隣接していない自治体：岩見沢市、赤平市、江別市、芦別市。
なお、この4自治体の最寄りの港湾・空港は新千歳空港であり、岩見沢市は車で約60分、赤平市は車で約100分、江別市は車で約40分、芦別市は車で約120分となっている。

また、製造業の多くは、昭和５１年から地域振興整備公団により造成され、昭和５４年から分譲開始された芦別工業団地に立地している。当時、地域振興整備公団が整備した旭川、赤平、美唄、奈井江などの工業団地と比較しても、１㎡当たりの分譲価格が３，３００円～４，５５０円と低価格であり（平成９年当時）、本市においても立地企業に対する固定資産税の課税免除（５年間）、固定資産取得に対する助成（２０％、１億円上限）などの優遇措置を講じていたことから立地が進み、その後の変動はあるものの、現在は４社が立地している。

○芦別工業団地の立地企業

企 業 名	事 業 内 容	本市への立地年月
北日本精機株式会社	ベアリング製造	昭和４４年８月
北海道電子工業株式会社	バーコードスキャナー等光学応用機器製造	昭和６１年７月
北日本大旺株式会社	鋼球製造	平成３年１１月
大旺鋼球製造株式会社	鋼球製造	平成２２年１１月

本市製造業の大きな特徴である精密機械製造業の例として、超小型ベアリング製造分野において、高い技術力を活かして多品種少量生産に対応するとともに、世界３７か国に製品を輸出するなど、同部品の供給において世界的に高いシェア（約７割）を誇る企業が挙げられる。

同社をはじめとした高度な技術が求められる精密機械製造に対応するため、本市の部品製造業においても新たな設備投資や技術開発への取組が進められている。例えば、ものづくり補助金活用による最新設備の導入やＪＡＰＡＮブランド育成支援事業を活用し、新製品の開発と海外販路拡大を図る事業者など、国の支援施策を積極的に活用して生産性の向上や販路拡大に取り組んでいる企業があり、本市でも域内事業者におけるこうした施策の活用を後押ししている。

このほか、本市では立地済み企業における土地・建物・生産設備の投資額が一定要件を満たす場合に、設備投資額に応じて１億円を上限として奨励金を交付する制度（設備投資支援）や、新規学卒者を雇用した企業に対して１人当たり３年間で１００万円、雇用を拡大した企業に対して１人当たり３０万円の助成金を交付する制度（雇用対策支援）により、製造業への手厚い支援策を設けている。また、本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「既存企業の技術力の高度化や生産能力の増強等に資する設備投資や事業展開に対して助成措置を講じる」「基幹産業である製造業において、技術の継承・革新や新製品開発のための試験・研究分野を担う人材の確保・育成が必要な状況にあることから、企業ニーズに即した人材の確保育成と就業機会の確保に向けた取組を推進」としていることから、本戦略を踏まえた具体的な支援のあり方も今後検討していく。

以上を踏まえ、本市製造業の高度な技術力を活かしながら安定的な生産体制の確立と新たな取組を後押しし、地域ものづくり関連産業の付加価値額の増加や、雇用者の増加につなげていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」で示した地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や芦別市独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置

本市では、工場等を新設又は増設し、かつ、生産設備等の償却資産を取得し、その合計額が2,700万円超である場合に、固定資産税を5年間全額免除する制度を設けている。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする条例の一部改正を予定している。

② 企業立地促進、設備投資促進等のための助成措置

本市では、企業立地のための土地、建物の取得に合わせて生産設備等の償却資産を新設、増設した場合に、その投資額が2,700万円超である場合には、設備投資額に応じて1億円を上限として奨励金を交付する制度を設けている。また、すでに立地済みの企業に対しても、土地・建物・生産設備の投資額が500万円超である場合には、設備投資額に応じて1億円を上限として奨励金を交付する制度を設けている。

さらに、企業における雇用者の確保のため、新規学卒者を雇用した企業に対しては1人当たり3年間で100万円、雇用を拡大した企業に対しては1人当たり30万円の助成金を交付する制度も設けている。

なお、地元企業への新規学卒者やU I J ターン者の就職誘導や企業側の雇用者確保のため、就職した者に対して、3年間で30万円の奨励金（地域限定商品券）を交付し、企業の人材確保支援の一環としている。

③ 地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、「芦別市の精密機械製造業等の集積を活用したものづくり関連分野」において、事業者の具体的なニーズ把握や情報共有を行い、さらなる設備投資支援や技術開発支援等の実施を検討していく。

④ 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の措置の対象地域として設定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関が保有している情報であって資料と

して開示している情報について、公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課、芦別市経済建設部商工観光課において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び芦別市が連携して対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 人材育成・確保支援

ものづくり関連産業分野における地域企業の安定した継続的な事業実施と発展のためには、高度かつ専門的な知識・技術・経験を有する人材の確保と育成が重要な課題である。このため、企業が実施する従業員研修に対する助成制度を継続するとともに、人材確保のための合同企業説明会等を継続して開催するほか、新たにインターンシップ等の実施に関する支援措置を検討する。

② 企業振興協議会との意見交換

立地企業等で構成する芦別企業振興協議会と定期的な意見交換等を実施し、事業者のニーズを把握する。

③ 立地企業の本社訪問活動

本市に進出している本州に所在する企業の本社を市長自らが訪問し、立地企業の現状やニーズ把握を行い、本市施策への反映・対応を実施・検討する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 不動産取得税、固定資産税の減免措置	芦別市：芦別市企業振興促進条例。制定済み、運用 北海道：12月に不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定	運用	運用
② 企業立地促進、設備投資促進等のための助成措置	芦別市企業振興促進条例。制定済み、運用	運用	運用
③ 地方創生関係施策	事業者のニーズ把握、支援策等の検討	該当あれば運用	該当あれば運用

④ 北海道産業振興条例に基づく助成措置	条例施行規則改正準備等	改正規則の施行	改正規則の施行
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
公設試験研究機関が保有する情報の提供	関係機関との協議と提供方法の検討	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせ相談窓口を設置	運用	運用
【その他】			
① 人材育成・確保支援	① 芦別市新規学卒者等雇用奨励金交付条例・芦別市ふるさと就職奨励金交付条例。制定済み、運用 ② 芦別市企業振興事業補助金交付条例（人材育成事業）。制定済み、運用	運用	運用
② 企業振興協議会との意見交換	運用	運用	運用
③ 立地企業の本社訪問活動	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地方独立行政法人北海道立総合研究機構や公益財団法人北海道科学技術総合振興センターなどの試験研究機関、道内の大学・工業高等専門学校などの学術機関のほか、地域の支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

地方独立行政法人北海道立総合研究機構は、道民生活の向上や道内産業の振興を図

るため、農業、水産業、林業、工業等の幅広い産業分野の試験研究機関として、その成果を地域に還元することを目的としている。

同機構の産業技術研究本部工業試験場では、地域産業の高度化、新産業・技術分野創出を促進するため、工業技術や食品加工に関する研究開発を実施しているとともに、技術相談、依頼試験・分析、試験設備・機器の開放や技術情報の提供、技術支援などを行い、地域産業の事業化・実用化を支援している。

② 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター

公益財団法人北海道科学技術総合振興センターは、道内産業の振興と活力ある地域経済の実現、道民生活の向上を目的として、研究シーズの探索から、研究開発支援、道内企業の事業化ニーズ支援、産学官連携のネットワーク形成などを通じて、企業等と連携し実用化・事業化までの取組を一貫して支援している。

③ 芦別商工会議所

芦別商工会議所は、昭和27年に設立され、現在約400事業所の会員で構成されており、商工業の健全な発展と地域社会の福祉増進に寄与するための活動に取り組む本市で唯一の総合的経済団体である。

商工会議所内には、中小企業相談所が設置され、経営指導員を配置し、金融・税務・経理・経営・労働などの各種多様な相談に応じている。また、地元企業の活動推進や販路開拓、創業支援のほか地域の需要拡大に向けた独自事業を展開している。

これらの活動を通じて、経営に関するサポートや相談体制の充実を図り、地域経済牽引事業の支援を行う。

④ 芦別金融協会

芦別金融協会は、市内に支店を置く北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫及び空知商工信用組合で構成する団体であり、市内企業の設備投資等を資金面で支えているほか、地方創生の取組の中で金融機関としてのノウハウやネットワークを通じた企業支援等、様々な取組について協力を得ることができ、地域経済牽引事業を支援する。

⑤ 芦別企業振興協議会

芦別企業振興協議会は、炭鉱閉山後の産炭地域企業の発展と地域活性化を目的として結成されていた空知地区産炭地域振興企業協議会が平成24年3月に解散したことを受け、市内の企業がその年の7月から独自に組織を継続しているものであり、現在は本市への進出企業を中心に10社が加盟している。

研修会や視察実施を通じて経営や技術向上のための研究、製品開発・改善などの事業を行っているほか、会員企業相互の情報交換の場にもなっており、地域経済牽引事業に関する相互支援や連携支援事業を実施することができる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくも

のとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

（２）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、周囲の状況に応じて、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

（３）その他

P D C A体制は、芦別市経済建設部商工観光課において、本計画及び承認地域経済牽引事業の実施状況の取りまとめを行い、毎年６月に関係団体の代表による検討会を開催し、効果の検証と当該事業の見直しについてホームページ等で公表する。

９ 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令

和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。